11　地域自治区・地域協議会

目　次

１　地域自治区　・・・

1　地域自治区

1－1　地域自治区について

特別区が担う事務のうち、より生活に身近な住民サービスについては、住民の利便性を考慮して、
地域自治区制度を活用し、その事務所において現在の区役所と同様の窓口サービスを提供

(1)現在の24区のコミュニティに配慮した仕組みの構築

現在の大阪市では、
◆24区役所において、窓口サービスを実施
◆住民意見を区政に反映するため、24区において区政会議を設置

特別区の設置後も、住民に身近な地域のまとまりを維持し、これまでと同様の窓口サービスを提供するため、
住民自治の強化や住民と行政との協働の推進などを目的とした地方自治法上の制度である
「地域自治区」を現在の地域コミュニティの単位である24区単位で設置

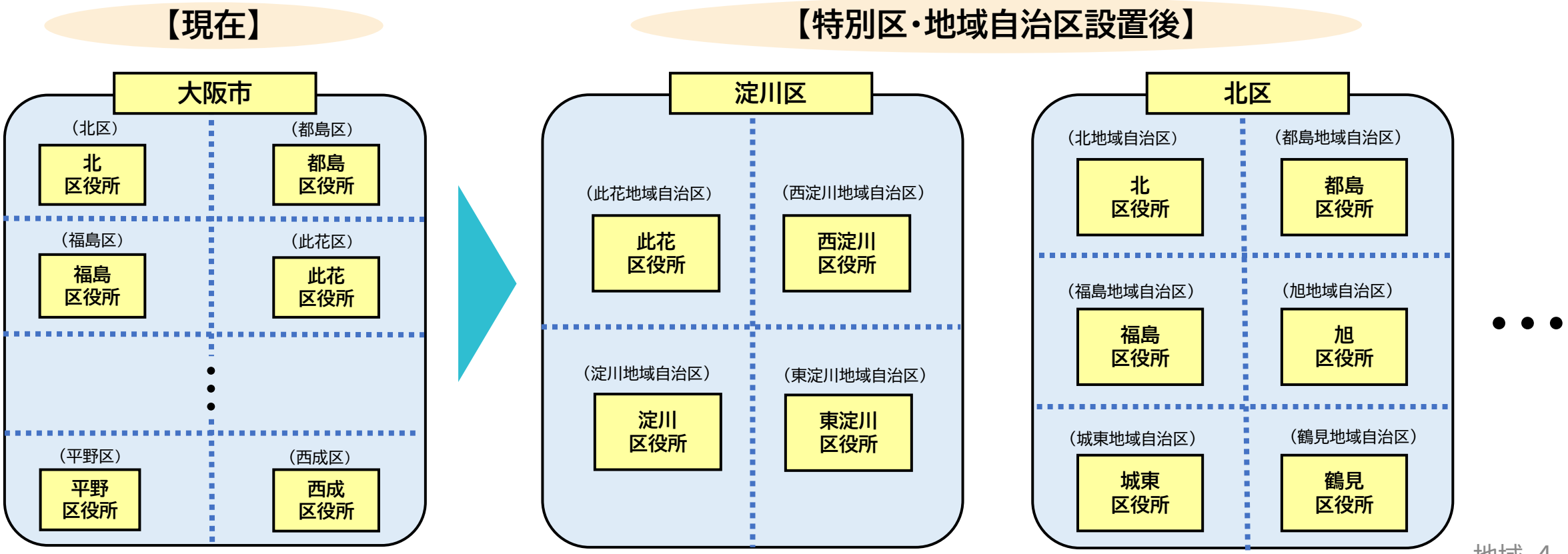
(2)地域自治区の設置内容

各地域自治区の名称は、○○地域自治区とする（※○○は、現在の行政区名）
◆ 地域自治区の事務所を設置する
　⇒ 窓口サービスを継続して実施することで住民の利便性を維持
◆ 地域協議会を設置する
　⇒ 地域住民の多様な意見を公選の特別区長に述べ、区政に反映

1－2　地域自治区の事務所

◆ 事務
地域協議会の運営などの事務に限らず、窓口サービスを実施
※現在の24区役所において提供する窓口サービスを継続して実施
◆ 名称
事務所の名称は、○○区役所とする　　※○○は、現在の行政区名

《イメージ》



1－3　地域自治区の事務所で実施する事務

現在の24区役所（保健福祉センターを含む）で実施している事務については、企画部門や内部事務は特別区の本庁に集約し、窓口サービスは住民の利便性を確保するため、区役所（地域自治区の事務所）において実施

分野	区役所（地域自治区の事務所）の主な事務	特別区の本庁で実施する主な関連事務
福祉	・生活保護相談・申請等 ・地域福祉等に関する業務（虐待防止関連事務等） ・障がい者福祉に関する業務 （身体障がい者手帳・療育手帳の申請、自立支援給付等） ・高齢者福祉に関する業務（敬老優待乗車証交付等） ・国民健康保険、介護保険、国民年金等の届出等	・生活保護に係る職員研修等 ・地域福祉等（民生委員の指導監督等） ・障がい者福祉（事業者に対する給付費の支払い等） ・高齢者福祉（地域包括支援センター運営協議会等）
こども	・保育所の入所手続 ・子育て支援（相談、児童手当の受付等） ・ひとり親家庭等の支援（日常生活支援事業の派遣申請等）	・保育料賦課徴収 ・児童養護施設等の徴収金関連事務 ・児童委員の研修等
保健・医療	・健診、予防接種、相談、医療費助成等 ・食品・環境衛生関係相談、医療関係届出等 ・精神障がい者保健福祉手帳の申請等 ・狂犬病予防・動物愛護等	・がん検診受診勧奨、啓発活動
教育	・就学事務（就学通知に係る変更手続等の受付）	・就学事務
住民サービス	・住民登録、印鑑登録、戸籍関係等に関する事務 ・DV（配偶者等からの暴力）対策等に関する相談 ・地域活動支援（区民まつり等）に関する事務	・住居表示、人口動態調査票の作成等 ・地域活動支援（企画） ・地域防犯対策
自治体運営	・税関係証明書の発行、区税の収納	・統計調査　・選挙
消防・防災	・地域自主防災の支援に関する事務	・防災（区災害対策本部、啓発）
まちづくり	・交通バリアフリー基本構想関連（ワークショップの開催）	・空家法に基づく特定空家対策事務等

（参考） 地域自治区制度の概要

（1）地域自治区の設置

◆ **地域自治区とは、市町村内の区域を単位として、一定の行政を処理するための組織（事務所）を備える、法人格を持たない行政区画の一種**
（指定都市の区又は総合区と同様の性格を有するもの）

◆ **地域自治区は、市町村長の権限に属する事務を分掌**し、地域住民の意見を反映させつつ事務を処理するため、条例で設置
（地方自治法第202条の4第1項） 特別区についても地域自治区に関する規定が適用（同法第283条第1項）

◆ **地域自治区には、必ず地域協議会を置く**（同法第202条の5第1項） ※制度概要は9ページに記載

（参考）地域自治区設置状況　一般制度：11団体、合併特例：4団体

（2）地域自治区の事務所

◆ 地域自治区の事務所の位置、名称、所管区域は、条例で規定（同法第202条の4第2項）

◆ 事務所の長は、市町村長の補助機関である職員をもって充てる（同法第202条の4第3項）

（3）地域自治区の事務

◆ **地域自治区に分掌させ得る事務の範囲は、市町村長の権限に属する事務全般**（同法第202条の4第1項）

【分掌事務の例】

1 地域福祉（学童保育、福祉ボランティア活動支援等）
2 地域内の環境保全（リサイクル、清掃、自然保護等）
3 地域内の道路、施設等の管理　等
4 地域防災・防火、地域防犯　等
5 地域固有の歴史、文化等の伝承　等
6 地域づくりの計画の作成　等
7 住民に関する窓口業務　等　　など

出典：「逐条地方自治法」佐藤文俊 著、総務省ホームページをもとに作成

２　地域協議会

2　地域協議会

区政会議など、地域の意見を区政に反映する仕組みが引き続き維持されるよう、
地域協議会を現在の24区単位で設置

(1)地域協議会の委員要件等 (※「区政会議の運営の基本となる事項に関する条例」及び「区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則」を参考に設定)

項目	委員要件等	(参考)現行の区政会議(上記条例・規則より)
構成	・地域団体から推薦された委員　・公募委員　・学識経験者等 ⇒いずれも**地域自治区の区域内に住所を有する者**に限る	・区民等(住民、在学中の者、企業等に勤務する者及び事業主等) ・学識経験を有する者その他区長が適当と認める者
任期	2年	2年(連続3回以上は選定されることができない)
定数	10人以上25人以下の範囲内	10人以上50人以下の範囲内で区長が定める (委員のうち公募委員は10分の1以上)
報酬	報酬を支給しない	報償金その他の業務の対価を支払わないこととすることができる

(2)地域協議会の役割

項目	役割	(参考)現行の区政会議
意見の聴取・建議等	・諮問への答申・建議により、特別区長その他の特別区の機関に意見を述べる ・特別区長は、条例で定める重要事項で地域自治区の区域に係るものを決定・変更する場合は、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない	・区長により区民等から選定された構成員が、区長の求めに応じ意見を述べる ・施策及び事業の立案段階や、その実績及び成果の評価に係る地域の意見を聴くことが目的であり、建議機能はない

（参考） 地域協議会制度の概要

（1）地域協議会の設置

◆ 地域自治区には、必ず地域協議会を置く（地方自治法第202条の5第1項）

（2）地域協議会の委員

◆ 地域自治区域内の住民から、市町村長が選任（同法第202条の5第2項）
◆ 任期は4年以内において条例で規定（同法第202条の5第4項）

（3）地域協議会の権限

◆ 次に掲げる事項のうち、市町村長等から諮問された事項や、地域協議会が必要と認める事項について審議し、意見を述べる（同法第202条の7第1項）
- 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
- 市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
- 市町村の事務処理に当たっての地域自治区の住民との連携強化に関する事項

◆ 市町村長は、条例で定める重要事項で地域自治区の区域に係るものを決定・変更する場合は、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。（同法第202条の7第2項）

【重要事項の例】
- 市町村が策定する基本的な構想、基本計画等のうちその区域に係る事項
- 区域内の公の施設の設置・廃止及びその管理に関する基本的事項

市町村長等は、
地域協議会の意見を勘案し、
必要があると認めるときは
適切な措置を講じなければならない
（同法第202条の7第3項）

出典：「逐条地方自治法」佐藤文俊 著 をもとに作成